

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私は、大学卒業に伴い、平成4年3月頃にA市からB市に転居した際に国民年金の住所変更の手続を行った。申立期間の国民年金保険料納付書がB市役所から郵送されてきたが、同年3月中には納付せず、そのままにしてしまった。

平成4年4月から銀行に勤務を始め、最初に給与が支給される同年4月22日頃に、自分自身が勤務していた銀行の支店で申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。当時、上司に3月分の保険料は3月中に納付するものだと言われ、注意されたことを覚えている。

申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月から銀行に勤務を始め、最初に給与が支給される同年4月22日頃に、申立人が勤務していた支店で、申立期間の国民年金保険料を現金で納付したと申述しているところ、オンライン記録によると、申立人は学生が国民年金の強制加入被保険者となった3年4月に国民年金に加入し、同年4月から申立期間直前までの保険料を納付しており、申立人が保険料を納付したとする時点において、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人が1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの期間、62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間、平成 3 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで
③ 平成 3 年 2 月及び同年 3 月

申立期間の国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を金融機関で一緒に納付していた。

平成 23 年に夫が年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）に申立てをし、申立期間について記録の訂正が行われているので私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人が夫婦二人分の保険料を金融機関で一緒に納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 47 年 1 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間①、②及び③については保険料を納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間①、②及び③を除き、上記払出時点で現年度納付が可能であった昭和 46 年 4 月から 60 歳に到達する前月（平成 21 年 * 月）までの国民年金保険料を全て納付している上、申立人が合計 11 か月と短期間である申立期間①、②及び③の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5557

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び平成 2 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 平成 2 年 3 月

夫が自営業を開始したので夫と一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を、申立期間①は私が自宅兼仕事場に訪問してくる隣組の集金人に納付し、申立期間②は口座振替で納付していた。夫は年金記録確認関東地方第三者委員会へ申立てを行い、申立期間①及び②の記録訂正が認められているので、私の年金記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 51 年 11 月頃に払い出されたと推認され、申立期間①は国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立人は申立期間①について、自宅兼仕事場に訪問してくる隣組の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、A 村（現在は、B 町）は、「昭和 57 年には隣組単位、小字単位で年金委員が存在し、保険料を徴収していた。」としており、申立人の申述と符合している上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったと考えられ、12 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立人は申立期間②については、国民年金保険料を口座振替で納付していたとしており、B 町の平成元年度の「国民年金保険料納付状況調

べ」の申立人及びその夫の欄には「平成1年4月22日口座振移行」と記載されている。

また、オンライン記録から、平成2年7月6日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該発行日から、申立期間②の国民年金保険料が残高不足で引き落としできなかったために納付書が発行されたと考えられるところ、申立人は、「口座振替できなかった記憶は無いが、納付書が送付されたとすれば納付していたはずである。」と申述しており、1か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 8883

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 35 万円、申立期間②は 34 万 5,000 円、申立期間③は 23 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 29 日
② 平成 20 年 12 月 28 日
③ 平成 21 年 3 月 30 日

私は、A事業所にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間に支給された賞与を標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が所持している申立期間①から③までに係る賞与明細書、事業主の供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA事業所から当該期間において、賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、C町役場税務課から提出された申立人に係る平成 21 年度及び 22 年度の「住民税の課税資料について（回答）」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から③までの賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までにおい

て、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、C町役場税務課から提出された平成21年度及び22年度の「住民税の課税資料について（回答）」及び同僚の賞与明細書を基に算出した賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は35万円、申立期間②は34万5,000円、申立期間③は23万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 29 万 6,000 円、申立期間②は 27 万 2,000 円、申立期間③は 26 万 8,000 円、申立期間④及び⑤は 25 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 28 日
② 平成 20 年 3 月 30 日
③ 平成 20 年 12 月 28 日
④ 平成 21 年 3 月 30 日
⑤ 平成 21 年 6 月 29 日

私は、A事業所にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間に支給された賞与を標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が所持している申立期間①から⑤までに係る賞与明細書、事業主の供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA事業所から当該期間において、賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、C町役場税務課から提出された申立人に係る平成 20 年度から 22 年度までの「住民税の課税資料について（回答）」により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる上、当該控除額から推計した申立期間①から⑤までに係る賞与支給額は、申立人が記憶し

ていた賞与支給額とおおむね符合している。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑤までの賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準賞与額については、C町役場税務課から提出された平成20年度から22年度までの「住民税の課税資料について（回答）」及び同僚の賞与明細書を基に算出した賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は29万6,000円、申立期間②は27万2,000円、申立期間③は26万8,000円、申立期間④及び⑤は25万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から④までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は18万6,000円、申立期間③は18万3,000円、申立期間④は14万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成16年7月31日
③ 平成16年12月31日
④ 平成17年12月31日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までの標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から④までについて、複数の同僚が所持している当該期間に係る賞与支払明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社から当該期間において、賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、B市税務課から提出された申立人に係る平成17年度及び18年度の「所得・課税状況等調査回答書」に記載された平成16年及び17年中の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される各年の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間②から④までの賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支払明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から④までにお

いて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間②から④までの標準賞与額については、B市税務課から提出された平成17年度及び18年度の「所得・課税状況等調査回答書」及び同僚の賞与支払明細書を基に算出した賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間②は18万6,000円、申立期間③は18万3,000円、申立期間④は14万7,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、事業主は、賃金台帳を保管しておらず、申立人に賞与が支払われたことが分かる資料は無いと回答している。

また、B市税務課から提出された申立人に係る平成16年度の「所得・課税状況等調査回答書」の平成15年の社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録で確認できる同年各月の標準報酬月額及び同年12月の標準賞与額から推計した社会保険料控除額の合計額を下回っている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8886

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から④までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は15万5,000円、申立期間③は15万8,000円、申立期間④は14万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日
② 平成 16 年 7 月 31 日
③ 平成 16 年 12 月 31 日
④ 平成 17 年 12 月 31 日

日本年金機構から年金記録確認の照会があり、申立期間①から④までにA社から支給された賞与の記録が漏れていることが判明した。それぞれ16万円くらいの賞与だったと思う。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から④までについて、複数の同僚が所持している当該期間に係る賞与支払明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社から当該期間において、賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、B市税務課から提出された申立人に係る平成17年度及び18年度の「所得・課税状況等調査回答書」に記載された平成16年及び17年中の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される各年の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる上、当該控除額から推計した申立期間に係る賞与支給額は、申立人が記憶していた賞与支給額とおおむね符合している。

さらに、申立人と同様に申立期間②から④までの賞与の記録が欠落し

ている複数の同僚が所持している賞与支払明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②から④までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間②から④までの標準賞与額については、B市税務課から提出された平成17年度及び18年度の「所得・課税状況等調査回答書」及び同僚の賞与支払明細書を基に算出した賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間②は15万5,000円、申立期間③は15万8,000円、申立期間④は14万9,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、事業主は、賃金台帳を保管しておらず、申立人に賞与が支払われたことが分かる資料は無いと回答している。

また、B市税務課から提出された申立人に係る平成16年度の「所得・課税状況等調査回答書」の平成15年の社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録で確認できる同年各月の標準報酬月額及び同年12月の標準賞与額から推計した社会保険料控除額の合計額を下回っている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は19万4,000円、申立期間②は18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月31日
② 平成17年12月31日

日本年金機構から年金記録確認の照会があり、申立期間①及び②にA社から支給された賞与の記録が漏れていたことが判明した。それぞれ19万円くらいの賞与だったと思う。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が所持している申立期間①に係る賞与支払明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社から当該期間において、賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、B市から提出された申立人に係る「平成17年度所得・課税状況等調査回答書」は、申立人のオンライン記録で確認できる平成16年各月の標準報酬月額及び同年7月の賞与額から推計した社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる上、当該控除額から推計した申立期間に係る賞与支給額は、申立人が記憶していた賞与支給額とおおむね符合している。

さらに、申立人と同様に申立期間①の賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支払明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

申立期間②について、申立人が提出した2枚の平成17年12月の給与支払明細書のうち1枚には、賞与の表示は無いものの、記載内容から給与支払明細書であると推認できることから、申立人は、当該期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間①の標準賞与額については、B市から提出された申立人に係る「平成17年度所得・課税状況等調査回答書」及び同僚の給与支払明細書を基に算出した保険料控除額から、申立期間②の標準賞与額については、申立人が提出した前述の給与支払明細書における賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は19万4,000円、申立期間②は18万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8888

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 26 日から 14 年 8 月 2 日まで

A社に勤務していた際の標準報酬月額が、報酬月額及び控除されていた厚生年金保険料に相応の金額と比較して著しく低額となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された給与明細書及び同僚の給与明細書等により推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間に係る標準報酬月額は 36万円とすることが必要である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、代表清算人は不明と回答しているが、上記の給与明細書、関連資料及び周辺事情から確認又は推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していない上、A社が加

入していた厚生年金基金における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与明細書等において控除されていたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社に勤務していた期間に支給された賞与（半期インセンティブ）のうち、申立期間における賞与の記録が無いことが分かった。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、1万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を3万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社に勤務していた期間に支給された賞与（半期インセンティブ）のうち、申立期間における賞与の記録が無いことが分かった。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、3万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年7月1日から17年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、16年7月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月から17年2月までは28万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月1日から18年7月1日まで
A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額の記録は15万円から17万円までとなっているが、実際に支給された給与は約25万円から28万円までであり、給与明細書の保険料控除額と相違するので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年7月1日から17年8月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び申立人のB信

用金庫C支店における給与振込記録（以下「給与明細書等」という。）において確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、16年7月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月から17年2月までは28万円、同年3月は26万円、同年4月から同年7月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は得られていないが、申立人が所持する給与明細書等において確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記給与明細書等で確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成15年8月1日から16年1月1日までの期間及び17年8月1日から18年7月1日までの期間については、オンライン記録によると、A社は18年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の住所は不明のため照会することができない上、申立人は当該期間に係る給与明細書は所持しておらず、申立人の当該期間に係る報酬月額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時の同僚14人に照会し2人から回答が得られたが、当該同僚は申立内容について不明としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成16年1月1日から同年7月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は8万5,000円、申立期間②は23万7,000円、申立期間③は20万6,000円、申立期間④は22万1,000円、申立期間⑤は22万2,000円、申立期間⑥は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 24 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 7 月 6 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日
⑥ 平成 17 年 12 月 8 日

A社において申立期間に支給された賞与が、厚生年金保険の記録に無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間②、④、⑤及び⑥の賞与明細書、B銀行から提出された申立期間①から⑥までに係る「預金取引明細表」、同僚から提出された申立期間①から⑥までに係る賞与明細書及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら

の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、申立人の賞与明細書、預金取引明細表及び複数の同僚の賞与明細書等により推認できる保険料控除額から、申立期間①は8万5,000円、申立期間②は23万7,000円、申立期間③は20万6,000円、申立期間④は22万1,000円、申立期間⑤は22万2,000円、申立期間⑥は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑥までに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は51万3,000円、申立期間②は42万4,000円、申立期間③は59万1,000円、申立期間④は64万2,000円、申立期間⑤は62万4,000円、申立期間⑥は62万1,000円、申立期間⑦は65万5,000円、申立期間⑧は55万9,000円、申立期間⑨は83万6,000円、申立期間⑩は63万円、申立期間⑪は73万5,000円、申立期間⑫は53万6,000円、申立期間⑬は44万1,000円、申立期間⑭は49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月12日
② 平成16年9月10日
③ 平成17年3月15日
④ 平成17年9月16日
⑤ 平成18年3月15日
⑥ 平成18年9月15日
⑦ 平成18年12月15日
⑧ 平成19年3月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年9月14日
⑪ 平成20年3月15日
⑫ 平成20年9月18日
⑬ 平成21年3月16日
⑭ 平成21年6月18日

A社（社会保険はB社で適用）に勤務していた当時に支払われた申立期間①から⑭までの賞与について、厚生年金保険の記録が欠落している。

賞与明細書を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳、所得税源泉徴収簿及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間①から⑭までにおいてB社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は51万3,000円、申立期間②は42万4,000円、申立期間③は59万1,000円、申立期間④は64万2,000円、申立期間⑤は62万4,000円、申立期間⑥は62万1,000円、申立期間⑦は65万5,000円、申立期間⑧は55万9,000円、申立期間⑨は83万6,000円、申立期間⑩は63万円、申立期間⑪は73万5,000円、申立期間⑫は53万6,000円、申立期間⑬は44万1,000円、申立期間⑭は49万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該申立期間①から⑭までの申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、事業主は、申立人の当該申立期間①から⑭までに係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）国民年金 事案 5554

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から同年 7 月までの期間、60 年 2 月から同年 5 月までの期間及び平成 5 年 8 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月から同年 7 月まで
② 昭和 60 年 2 月から同年 5 月まで
③ 平成 5 年 8 月から同年 10 月まで

申立期間①、②及び③については、時期ははっきりしないが、それぞれ会社を退職した後、A市のB区役所又はC区役所に年金手帳を持参し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。後日、国民年金保険料納付書が郵送されて来たので、毎月銀行等で納付していた。

申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、時期ははっきりしないが、それぞれ会社を退職した後、A市のB区役所又はC区役所に年金手帳を持参し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、毎月銀行等で国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人に関する国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和 56 年 4 月 5 日から国民年金被保険者資格を取得し、57 年 3 月 1 日に同資格を喪失しており、オンライン記録によると、国民年金被保険者資格喪失後の期間で国民年金の保険料未納期間である申立期間①、②及び③は、いずれも平成 9 年 12 月 11 日に国民年金記録が追加されており、それまでは国民年金に未加入の期間であったと推認され、制度上、保険料を納付することはできず、得喪記録が追加された時点では時効により保険料を納付できない。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8889

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から6年10月12日まで
A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、当時の給与額より低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管していないと回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、平成4年4月から5年12月まで申立人が加入していたB厚生年金基金の記録を企業年金連合会に照会したところ、申立人に係る報酬給与（標準報酬月額）は、オンライン記録と一致している。

さらに、C労働局から提出された雇用保険の被保険者情報によると、申立人のA社での資格取得時の賃金及び雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額を月額に換算した額は、それぞれ資格取得時及び資格喪失時のオンライン記録と一致することが確認できる。

加えて、同僚から提出された給与明細書及びD銀行から提出された申立人の給与振込口座の取引明細表により確認できる振込額から判断すると、申立期間の各月において、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録を超えていないことが推認され、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月1日から21年5月1日まで
② 平成21年5月1日から22年4月26日まで

申立期間①及び②について、A社は私の厚生年金保険への加入手続及び給与からの保険料控除を怠った。

申立期間①は厚生年金保険の被保険者期間となつてはいるが、年金給付の対象とならない記録とされている。

申立期間②については、事業所が一方的に勤務日数及び勤務時間数を減らしたものであり、通常の勤務ができていれば厚生年金保険の加入対象者となっていた。

私が申立期間①及び②の被保険者負担分の厚生年金保険料を納付することにより、この期間を年金給付の対象期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員名簿により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が提出した支給明細書において厚生年金保険料は控除されておらず、申立人は「事業主に厚生年金保険料を現金で支払ったことはない。」としている上、A社の事業主も「厚生年金保険料について、申立人の給与からの控除も現金による徴収もしていない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は申立期間に係る被保険者負担分の厚生年金保険料を納付することにより当該期間を年金給付の対象にしてほしいとしているが、当委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあつせんについては申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づき、また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録訂正のあつせんについては被保険者の負担すべき厚生年金保険料控除の有無に基づき訂正の要否を判断しており、これと離れて訂正の要否を判断するものではないので、この申立ては認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8894（埼玉厚生年金事案 5697、6837、7202、関東（埼玉）厚生年金事案 8080 及び 8685 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 10 日から 35 年 4 月 20 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、両申立期間も同社で厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②（昭和 36 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までを除く。）に係る申立てについては、A社における同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得られないこと、当時の事業主は亡くなっているため、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認することができないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 6 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立て（平成 23 年 7 月 21 日付け）において、申立人が新たに挙げたA社における複数の同僚等から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの陳述を得られたが、申立人が記憶している同僚の中には、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者がいることなどにより、同社では、申立期間当時において、勤務していた従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと判断できることなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定

に基づき、平成 24 年 4 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、再申立て（平成 24 年 4 月 23 日付け）において、申立人は、当時の状況をよく知っている同僚として 4 人を挙げていることから、周辺事情を含め調査を行ったが、申立人の申立期間①及び②（昭和 36 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までを除く。）に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる具体的資料は得られなかったこと、A社の事業所別被保険者名簿の記載内容等を調査したが、同名簿に記載の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、健康保険証の番号に欠番が無いことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 11 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、再申立て（平成 25 年 3 月 13 日付け）において、申立人は同僚 4 人の名前を挙げていることから、当該同僚を含めた同僚への照会及び申立人による口頭意見陳述を行ったが、申立期間①及び②（昭和 36 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までを除く。）に係る厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる具体的な陳述及び関連資料が得られなかったことなどから、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、平成 25 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立て（平成 26 年 4 月 22 日付け）において、申立人は新たな事情は無いとしている上、同僚等からは新たな資料及び陳述は得られなかったことから、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、平成 26 年 9 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の再申立てにおいては、昭和 36 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間を追加しているが、申立人は新たな事情は無いとしており、申立人が再度照会してほしいとした同僚二人からは新たな資料及び陳述を得ることはできず、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認埼玉地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 8897（栃木厚生年金事案 127、373、1382、1736、1843、1881、1926 及び関東（栃木）厚生年金事案 7799 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 1 月 25 日から 23 年 3 月 1 日まで
② 昭和 23 年 3 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①について、兵役による休職を経て、昭和 21 年 1 月から A 社に復職したが、厚生年金保険の記録は 23 年 3 月からとなっているのはおかしい。

申立期間②及び③については、当時、子供がそれぞれ小学校、中学校、高校に入学した。その時、給料が 5 万円になったことを記憶しており、年金事務所の記録は実際の給料の額と大きく違っている。

これまで 8 度申立てを行ったが認められなかった。しかし、年金事務所の記録は明らかに間違っているので再度調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が退職時に A 社と交わした退職金及び功労金の支給に係る「覚書」によると、退職金及び功労金の支給対象となった期間について、「昭和 21 年～昭和 54 年勤続に対して」と記載されていることから、申立人が当該事業所において勤務していたことがうかがえるが、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと

などを理由として、平成 20 年 10 月 23 日付け、21 年 8 月 27 日付け、23 年 1 月 27 日付け、24 年 4 月 20 日付け、25 年 1 月 18 日付けで年金記録確認栃木地方第三者委員会（当時）及び同年 9 月 18 日付けで年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立期間②については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、平成 24 年 9 月 14 日付け、25 年 1 月 18 日付けで年金記録確認栃木地方第三者委員会及び同年 9 月 18 日付けで年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、申立期間③については、A社が保管する給与台帳によると、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えない額又は同額であることが確認できることなどを理由として、平成 23 年 9 月 30 日付け、24 年 9 月 14 日付け及び 25 年 1 月 18 日付けで年金記録確認栃木地方第三者委員会の決定に基づき年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①、②及び③の再申立てに当たり、申立期間②を昭和 23 年 3 月 1 日から 42 年 10 月 1 日までの期間に変更し、新しい資料として、平成 26 年 9 月 7 日付けB新聞C版の記事と申立人及びその妻のパスポートを提出しているが、これらの資料は新たな事実が確認できる資料等と認めることはできない。

そのほかに、年金記録確認栃木地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。